

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名 堀田次郎 葛西功洋	所属庁・官職 東京地方裁判所判事 同上	出張先 アメリカ合衆国
提出書面 平成27年6月2日付け報告書簡		
キーワード欄		
・第11回国際倒産裁判官会議への出席		
・サンフランシスコ		
・英米法		
・大陸法		
・国際倒産		
・外国倒産承認援助		
・モデル法		

報告書（平成27年3月21日，22日国際倒産裁判官会議）  
最高裁判所事務総局秘書課長  
氏 本 厚 司 殿  
東京地方裁判所判事 堀 田 次 郎  
同 葛 西 功 洋

## 1 はじめに

当職らは、平成27年3月21日及び22日の2日間、サンフランシスコで開催された第11回国際倒産裁判官会議（Eleventh Multinational Judicial Colloquium on Insolvency in San Francisco, 以下「本会議」という。）に出席した。以下では、国際倒産裁判官会議について説明するとともに、本会議の日程、プログラムの概要等について報告する。

## 2 国際倒産裁判官会議（Multinational Judicial Colloquium on Insolvency）について

### （1）主催者等

国際倒産裁判官会議は、①INSOL international, ②UNCITRAL 及び③World Bank の共催によって、2年に一度開催されている。

すなわち、国際倒産裁判官会議は、平成7年から、2年に一度、①INSOL International（事業再生や倒産を専門分野とする会計士、弁護士等から構成される各国単位の協会が加盟する世界規模の連合団体であり、現在、40以上の協会が加盟し、1万人以上の会員がいる。）及び②UNCITRAL（国連国際商取引法委員会。国際連合の一組織で、国際的な商取引の段階的な調和と統一を目的としている。）の共催により、トロント、ニューオリンズ、ミュンヘン、ロンドン、ラスベガス、シドニーにおいて開催されてきたが、平成19年からは、③World Bank（世界銀行。主に開発途上国への長期資金の供給等を行い、その開発を目的としている。）も共催者として加わり、ケープタ

ウン、バンクーバー、シンガポール及びハーグにおいて開催されており、今回で11回目の会議であった。

国際倒産裁判官会議は、毎年開催される INSOL の全体会議（ただし、4年に一度は INSOL Congress を開催）に併せて開催されており、今回は INSOL San Francisco の開催（平成27年3月22日から同月25日まで）に併せて開催された。

## （2）会議の目的、内容

国際倒産裁判官会議は、1990年代の世界的な金融危機に伴う国際的な企業倒産の増加に対応して、各国で国内倒産法の改正がされたが、効率的で効果的な倒産手続を実現するためには、現実に法の運用を担う各国裁判所の倒産手続の処理方法を調和させる必要があり、そのためには各国裁判官の情報共有や協議・協力が有益であるとの認識から開催されるようになったものである。同会議は、参加者の自由な議論を保障するため、参加資格を有する者を裁判官、政府関係者に限定したクローズの会議である。その後、経済のグローバル化の一層の進展や企業の国際展開の加速化を受け、現時点では特に国際倒産手続（Cross-Border insolvency proceedings）に関する各国裁判官の共通認識の醸成や協議・協力の促進を目的としている。

国際倒産手続の法制度の分野では、UNCITRAL が、平成9年、国際的な企業倒産の増加に対応するため、国際倒産手続のあり方の枠組みを整備した国際倒産モデル法（UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency、以下「モデル法」という。）を策定したほか、近年、モデル法に関する解釈指針（the Judicial Perspective）などを作成するなどして、多国間での倒産手続における統一的な処理を図る制度的な土台を提供するとともに、各国裁判所の協力を可能とする枠組みを提供している。国際倒産裁判官会議では、これらを踏まえて、UNCITRAL や World Bank、各国の裁判官が、互いに最新の法的倒産手続の処理の実情や最近の課題等を持ち寄って、適宜、他国の裁判

官に情報提供をするとともに、課題解決の方法を協議している。

### 3 本会議の日程及び参加者等について

#### (1) 本会議の日程

本会議は、別添1のとおり、2日間にわたって行われたが、本会議の1日目となる21日の夜には、会場のホテルで、国際倒産裁判官会議に出席した裁判官等によるディナーが開催され、2日目の会議は午後5時で終了した。

また、会議の合間にはコーヒーブレイクがかなりの頻度で設けられ、その間、参加者らが自由に歓談できる機会が設けられていた。

#### (2) 参加者等とその属する法体系

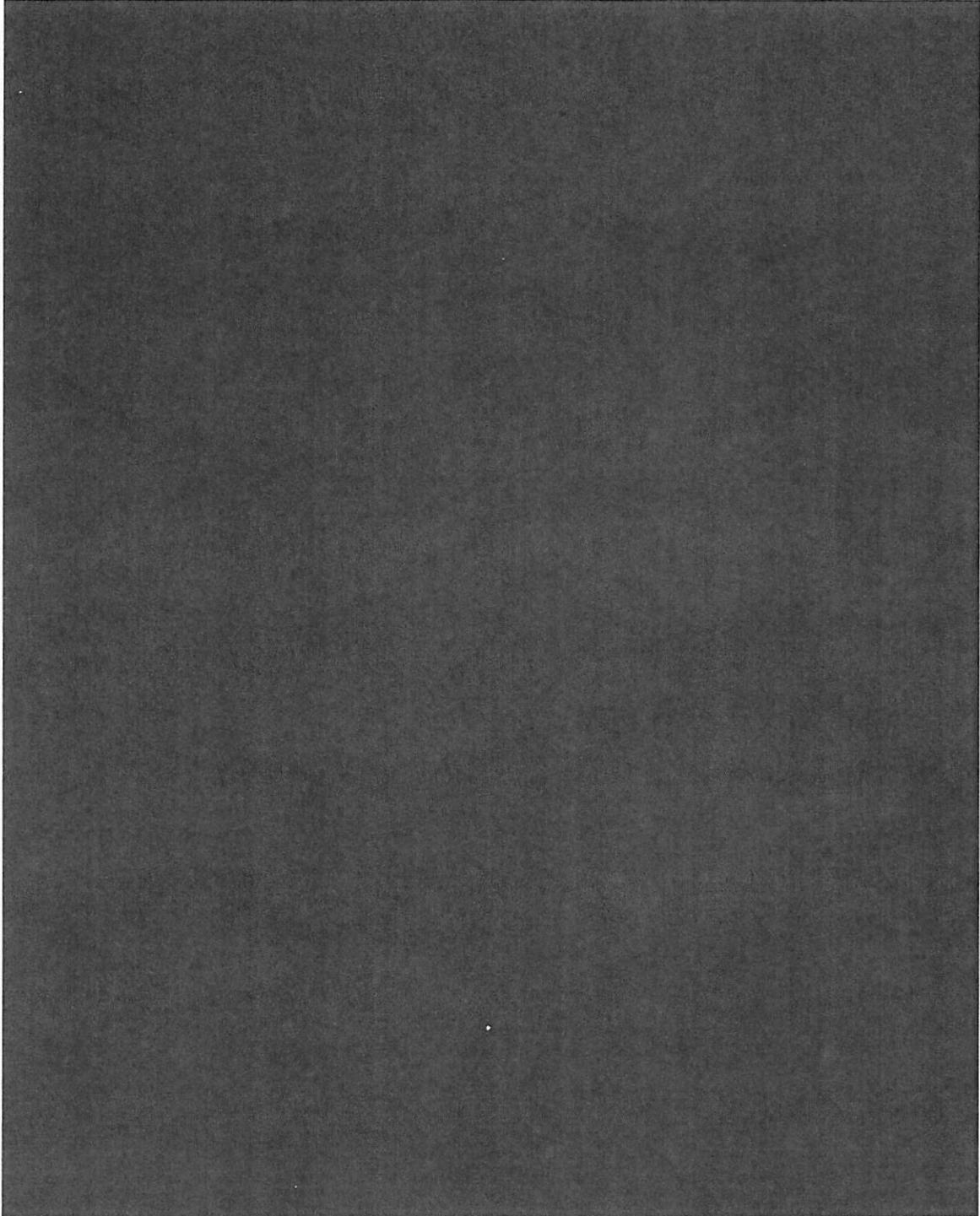
本会議には40を超える国々からおよそ80名の裁判官（少数ながら政府関係者も出席）が出席していた。本会議では、INSOLの元会長(Past President), UNCITRAL及びWorld Bankの事務担当者が会議の進行役を務め、コモン・ロー（英米法）の国からは、英国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、香港、南アフリカなどの裁判官が参加し、シビル・ロー（大陸法）の国からは、日本、韓国、中国、ドイツ、オランダ、ブラジル、アルゼンチンなどが出場した。

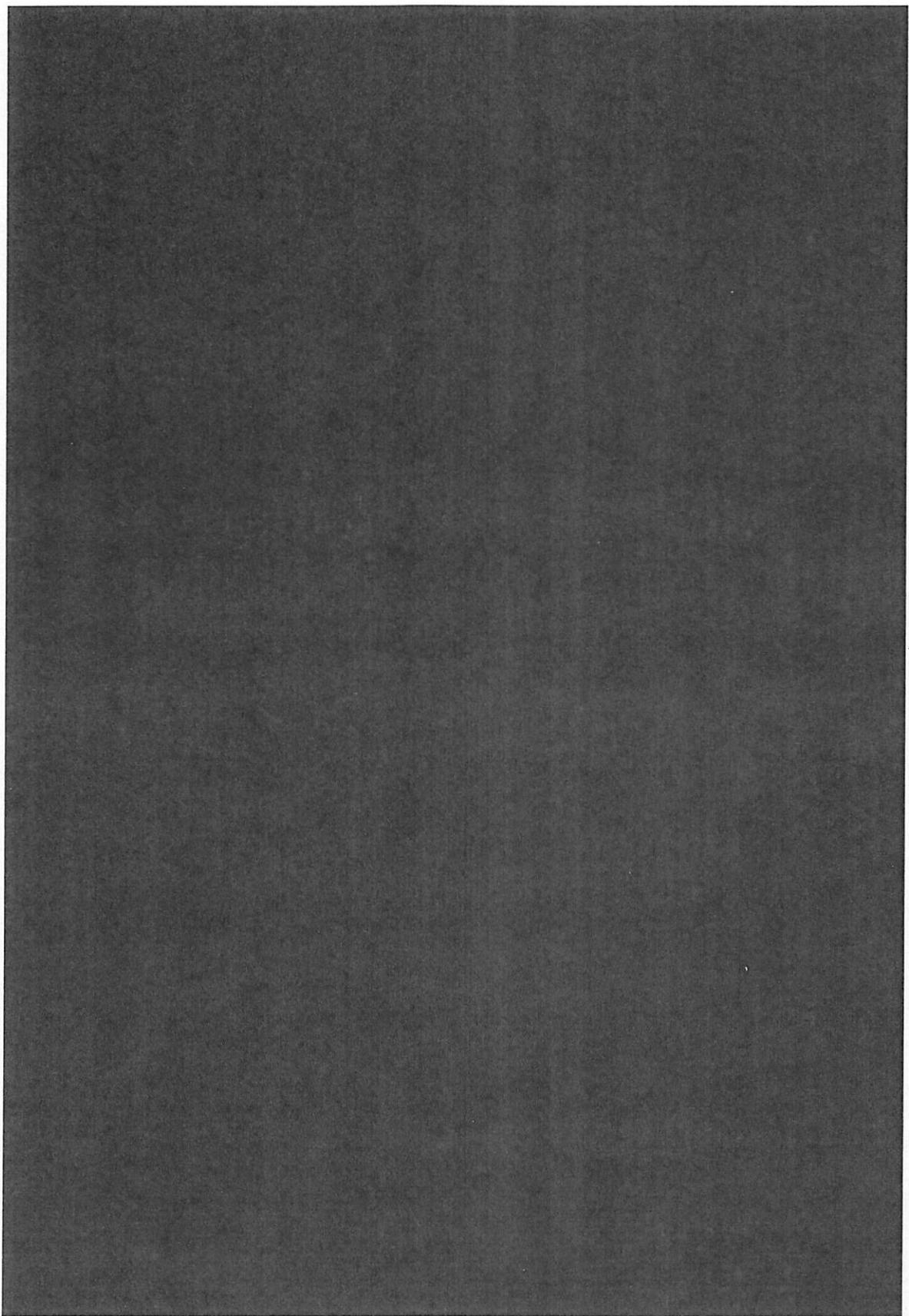
本会議に初めて出席したという裁判官も少なくなかったが、過去の報告書簡にあるとおり、英国、米国、ドイツ、カナダ、オーストラリア、インド、香港などの裁判官は、専門的に倒産事件を担当していることから、継続して本会議に出席しており（おおむね50代前後の経験豊富な裁判官であった。）、お互い旧知の仲のようであった。

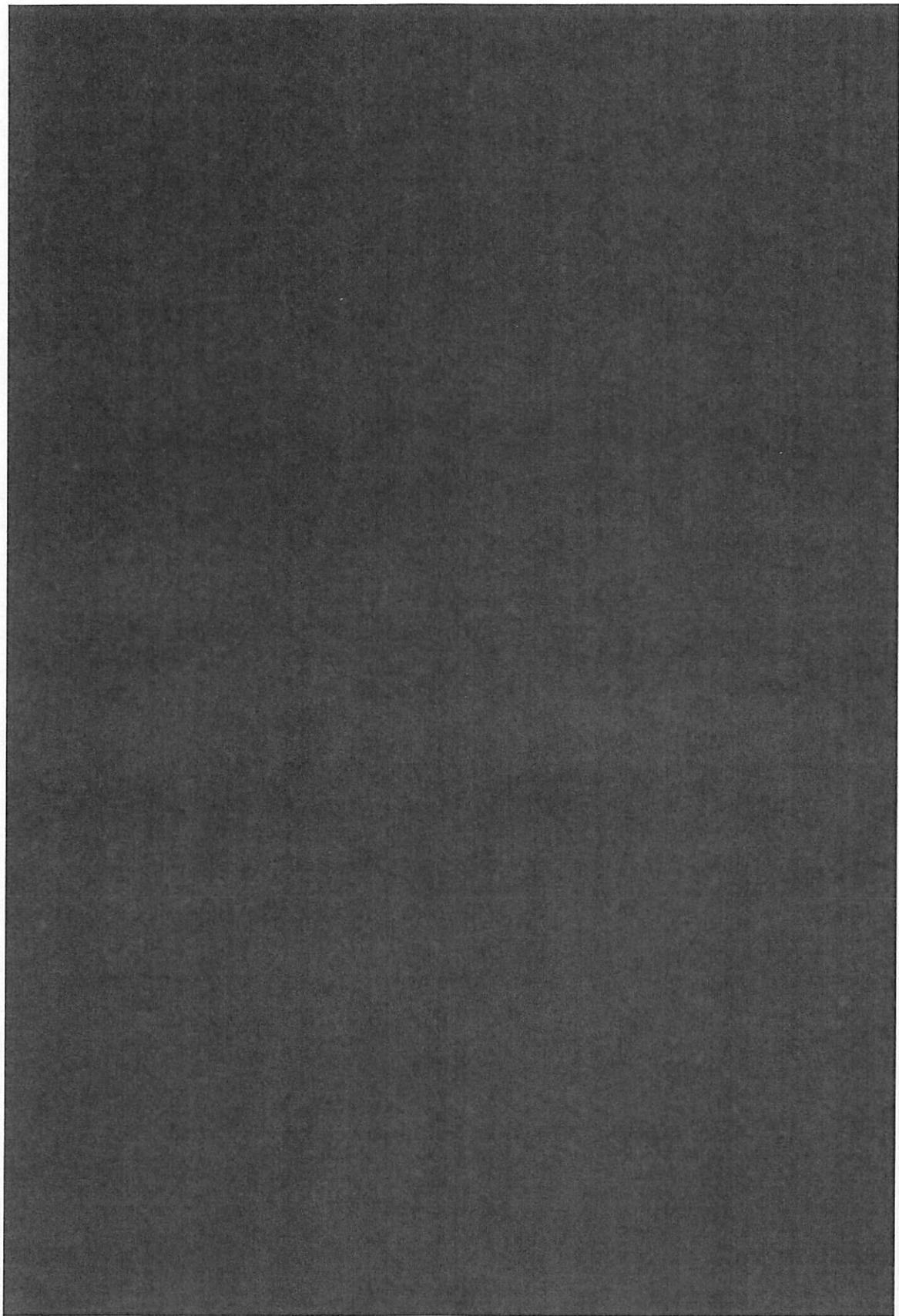
また、英国やカナダの裁判官からは、留学中の日本の裁判官と交流があるとの話を伺った。日本と同様、商事裁判所（商事部）が再建型の倒産手続を扱う国も少なからずあった。香港の裁判官も、商事事件と倒産事件を扱っているとのことであったが、商事事件の類型としては、日本と同様、親族間の紛争が多いとのことであった。

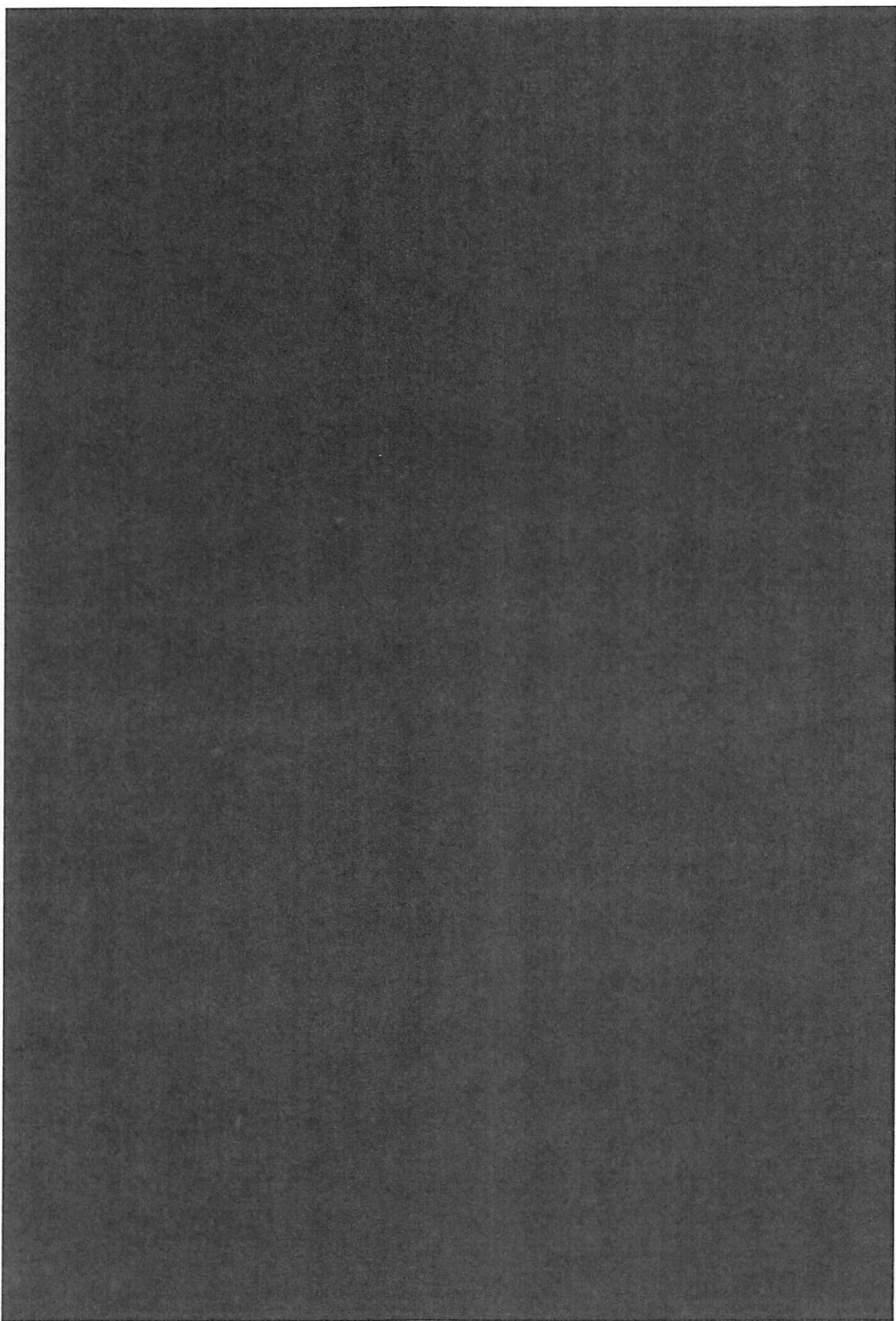
#### 4 各プログラムの概要について

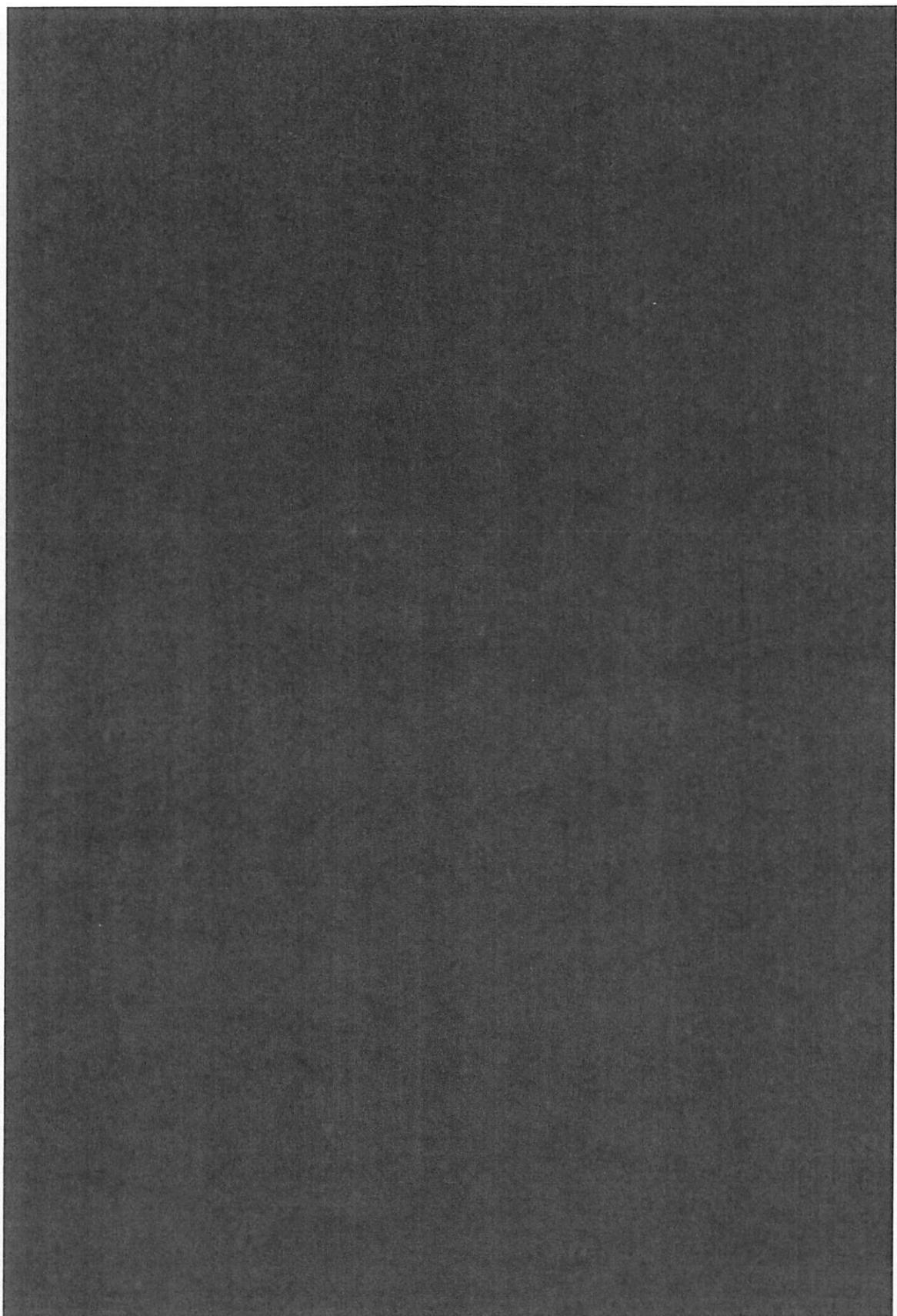
以下、本会議での各プログラムの概要やそこでの議論を紹介するが、特に全体発表や議論は担当の裁判官の英語での発言スピードが非常に速く、聞き取れない部分も相当程度あったことを、あらかじめお断りしておきたい。

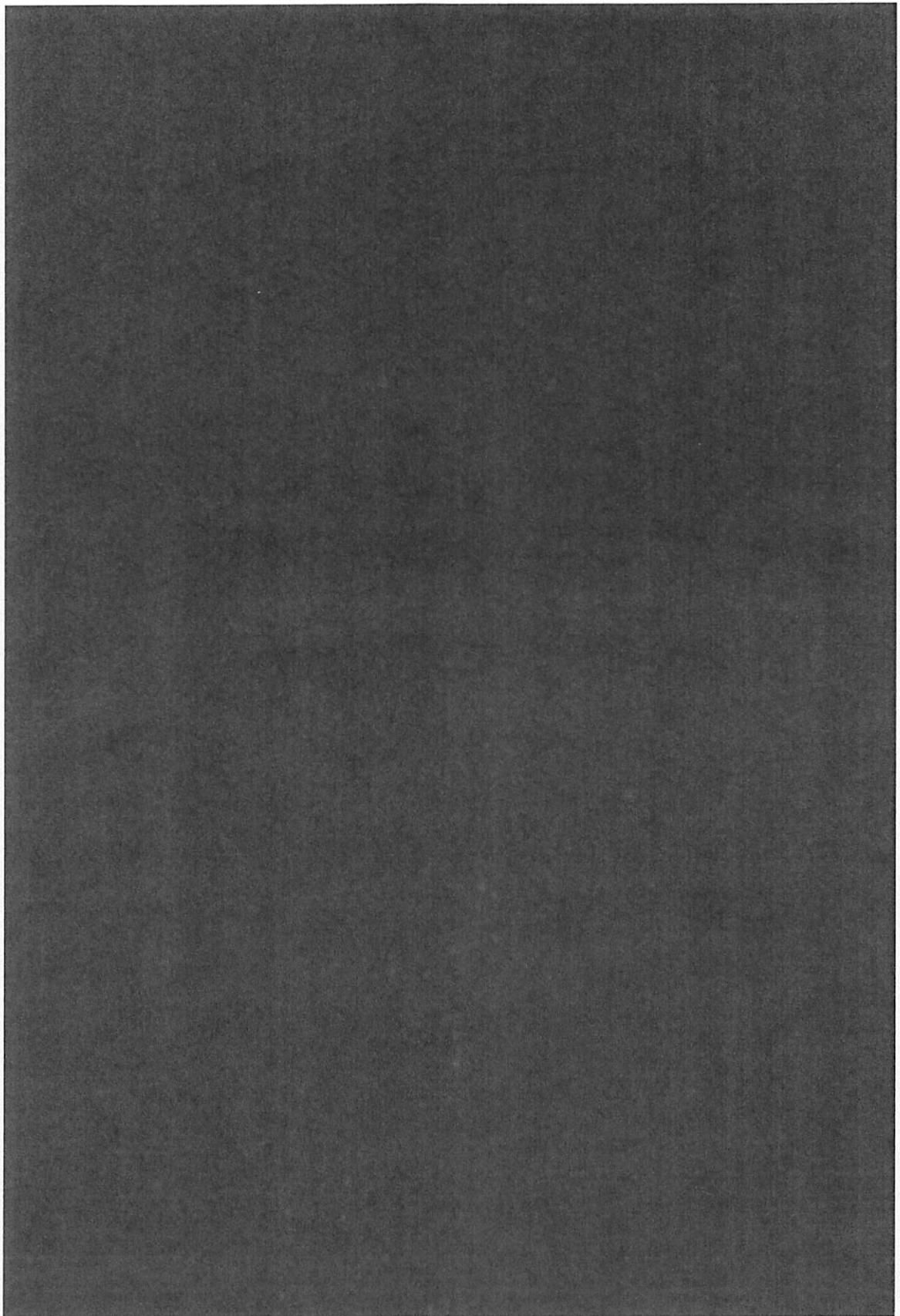


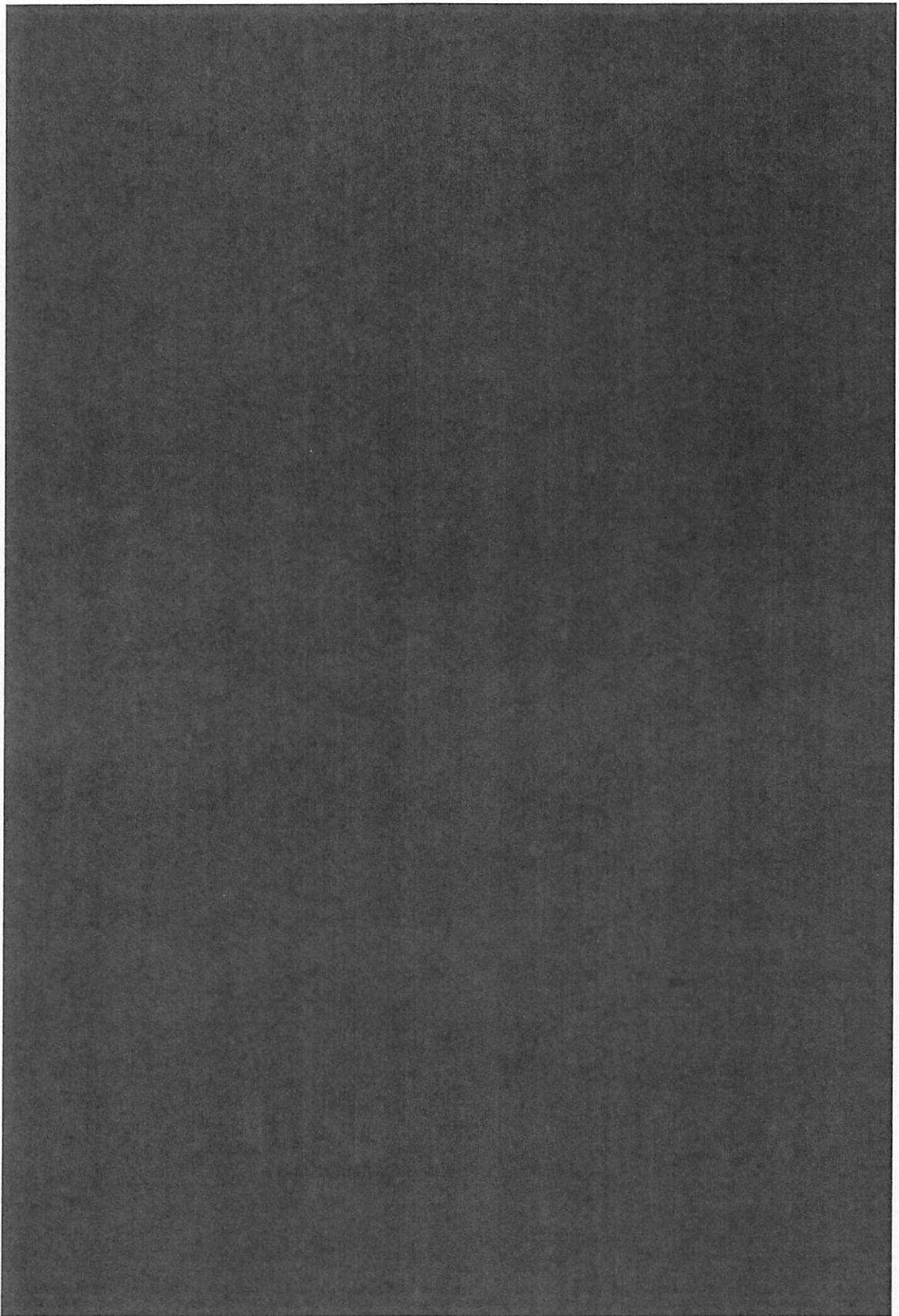


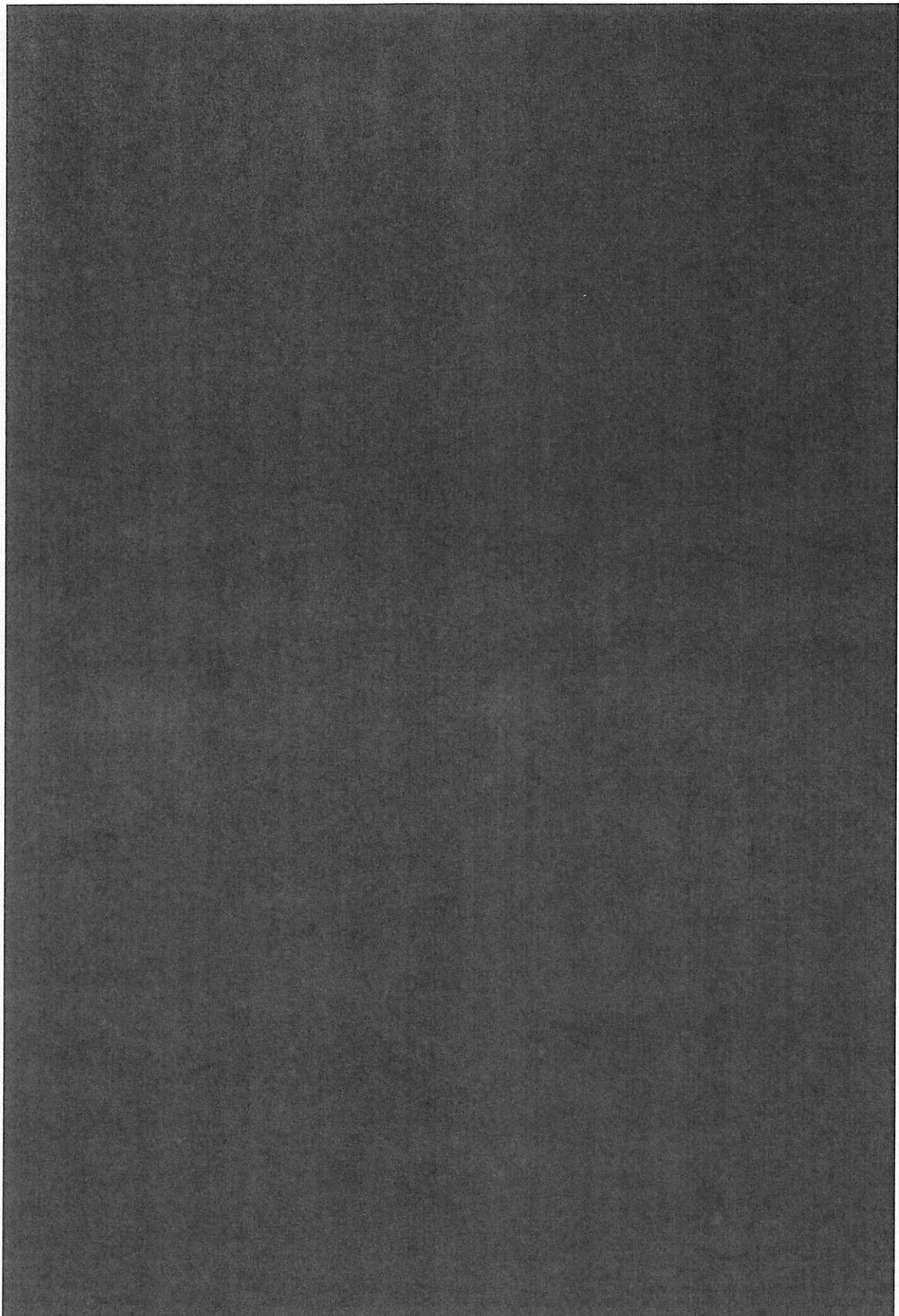


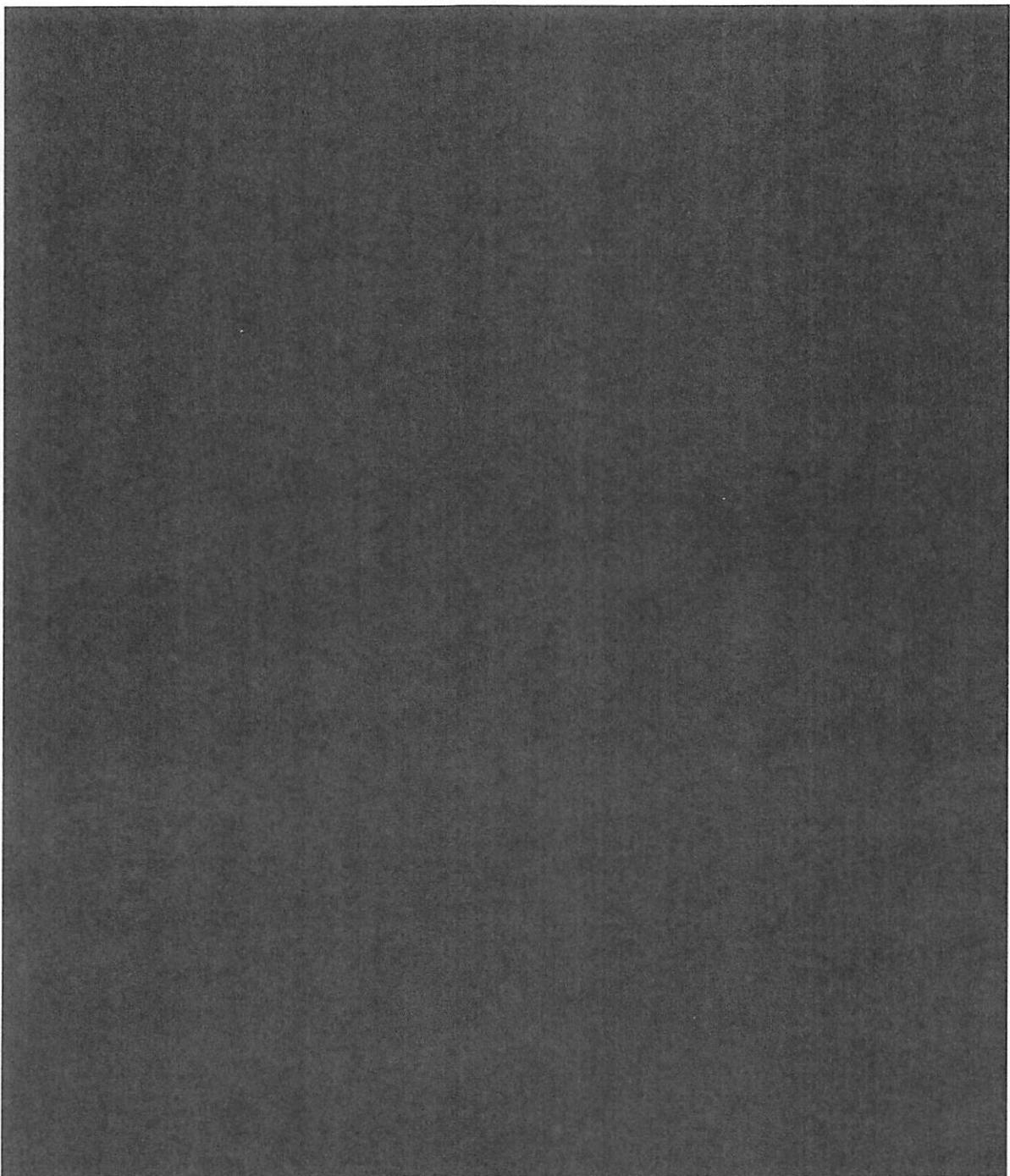












## 5 総括

以上のとおり、倒産手続に携わる各国の裁判官が国際的な倒産手続にどのように対応していくのか、最近の倒産手続に関する困難な課題は何かを中心に情報提供や議論が行われたものであり、倒産実務に携わる当職らにとっても非常に参考となるものであった。INSOL の元会長からは、「フォーラム・ショッピング

グ」の話題に関連して、「選ばれるのは、「フォーラム」というよりは「裁判官」である。」という指摘があった。企業の国際展開の加速化が進む中で、日本としても、円滑で効率的な事業再生を可能とするような法制度を整備するとともに、合理的な運用をすることが求められていると感じた。また、国ごとに異なる倒産法制や運用をどのように調和させるかは、困難な問題ではあるが、国際企業の倒産は、経済、国民生活に与える影響も大きいことから、各国の裁判所・裁判官が直接・間接に協力すべき事項は少なくないと思われる。その意味で、日本の裁判官が国際倒産裁判官会議に出席することは大きな意義を有すると思われる。

なお、過去の報告書簡にもあるとおり、国際倒産裁判官会議では、倒産手続を専門的に扱う経験豊富な裁判官が専門用語を用いて非常に速いスピードで英語を話すことから、全体の議論についていくためには、相当高度な英語能力が求められるとともに、国際的な倒産手続を相当程度経験している裁判官が出席することが求められることを改めて感じた。

以上

